

議員自己評価結果からの課題抽出

■主要事業に入れる項目

- 議会政策形成サイクルの進化
- 町民との意見交換会の深化と充実(多様な住民参加機会の創出)
- 議員間討議(自由討議)の強化
 - ・ 外部評価手法を確立する

議会基本条例

(P 3)

第3条(3) 議会は、自由かつ達な討議により意見集約し運営したか。

→討議力(自由討議・議員間討議)

(P 4)

第4条(1) 審査及び調査に当たっては、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったか。 →論点の明確化・傍聴人に対する資料提供

(P 1 1)

第5条(1) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動したと考えるか。

→討議力(自由討議・議員間討議)

(P 1 2)

第5条(3) あなたは、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたか。

→議員力、自己研鑽

(P 1 4)

第6条第2項 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催したと考えるか。

→議員研修の強化

(P 1 5)

第8条第3項 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映したと考えるか。

→住民参加、専門的知見の活用

(P 1 7 - 1 8)

第9条第2項 議会は、情報通信技術(ICT)の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行ったと考えるか。

→情報公開、ICT活用

(P20)

第11条第3項 あなたの一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、**討議による政策論争**を展開することができたか。

(P22)

第11条第4項 あなたの一般質問は、通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、**討議の充実**を図ることができたか。

→**討議力(質問力)、自己研鑽**

(P23-24)

第12条 議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定において、その水準を高めるため、7項目をもとに**政策形成過程を論点として審議**したと考えるか。

→**議員力、自己研鑽、討議力**

(P24)

第12条第2項 議会は、政策等の提案を審議するに当たり、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における**論点、争点を明確**にし、**執行後を想定した審議**を行ったと考えるか。

→**討議力(自由討議・議員間討議)**

(P25)

第13条第2項 議会は、予算に十分反映させるため、**議会の評価結果を町長等に明確に示し**たと考えるか。

→**議員力、自己研鑽、討議力**

(P27)

第16条第2項 本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は必要最小限に留めるものとし**議員間で活発な討議**を行ったと考えるか。

→**討議力(自由討議・議員間討議)**

(P30)

第17条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、**議員政策討論会**を開催したか。

→**討議力(自由討議・議員間討議)、議論深化、政策提案・提言**

(P33)

第23条 議会は、**議会図書室を適正に管理し運営**するとともに、その機能を強化したと考えるか。

(P24)

第23条第2項 **議会図書室は**、町民、町長等においても**利用**することができたか。

→**議会図書室**

(P36)

第24条第3項 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行ったかと考えるか。

→議員力、自己研鑽、議会改革の推進

※「主要」＝主要事業、「策」＝活性化策、「研」＝研修計画